

広島県告示第千百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において、平成十九年十二月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十二月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八六号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
大竹市木野町一丁目四五六番一地从先から 大竹市木野町一丁目四八〇番四地先まで	六・〇〇〇 八・二〇〇	四・九〇〇 四〇		二二三・〇〇	拡幅